

## 特定疾患療養管理料に関する掲示について

当院では、特定疾患療養管理料を算定するにあたり、2026年6月1日より

下記の体制を整備しています。

□患者様の状態に応じて28日以上 of 長期の投薬を行うことまたは、リフィル

処方箋の交付が可能です

打越かとうクリニック

2026年6月1日